令和　　年　　月　　日

豊橋浄水場再整備等事業

守秘義務に関する誓約書

愛知県公営企業管理者 企業庁長　殿

 商号又は名称：

 所在地：

 代表者名：

 書類等送付先

 担当者：

 部署：

 電話番号：

 メールアドレス：

当社は、今般、愛知県企業庁（以下「県」といいます。）から令和６年４月３０日付で実施方針案の公表がありました豊橋浄水場再整備等事業に係る事業者選定（以下「本入札」といいます。）において、豊橋浄水場再整備等事業（以下「本事業」といいます。）への参画を検討することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に県から開示される資料（以下「インフォメーションパッケージ等」といいます。）の開示を受けることを希望します。インフォメーションパッケージ等の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみインフォメーションパッケージ等の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を県に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、インフォメーションパッケージ等の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めによりインフォメーションパッケージ等の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、県から開示を受けたインフォメーションパッケージ等を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、県から開示を受けたインフォメーションパッケージ等に含まれる情報が、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は当該情報の提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、インフォメーションパッケージ等を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

県から開示を受けたインフォメーションパッケージ等のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本入札の手続きに参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより県又は第三者（県に対してインフォメーションパッケージ等に含まれる情報の提供者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄等）

１　当社は、本入札の手続きに参加しなかった時点又は落札者とならなかった場合、その事実が判明した時点（以下、「入札期間終了日」といいます。）でインフォメーションパッケージ等を、すべて速やかに破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、入札期間終了日以降も存続するものとします。

２　前項により破棄するインフォメーションパッケージ等について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、入札期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料にインフォメーションパッケージ等に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等によりインフォメーションパッケージ等に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

３　当社は、本事業の落札者となった場合、本事業の期間が終了した時点（以下、「事業期間終了日」といいます。）でインフォメーションパッケージ等を、すべて速やかに破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、事業期間終了日以降も存続するものとします。

４　前項により破棄するインフォメーションパッケージ等について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、事業期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料にインフォメーションパッケージ等に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等によりインフォメーションパッケージ等に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

以上

※ 代表者名は、権限規程に基づく決裁者のものとしてください。